

平成 31 年 2 月 白杵市農業委員会定例総会議事録

平成 31 年 2 月 5 日（火）午前 9 時 30 分より野津中央公民館（多目的ホール）において会長が 2 月定例総会を招集した。

本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1 番 野上 政憲 委員 2 番 堀 京子 委員 4 番 藤嶋 祐美 委員 5 番 平山 勝丈 委員 6 番 佐藤 幸子 委員

8 番 城野 幸司 委員 9 番 陶山 秀明 委員 10 番 小橋 勇二 委員 11 番 中野 定重 委員

欠席委員

7 番 柳井 博之 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 副主幹

付議議案

議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 10 号 非農地証明願いについて

議案第 11 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 12 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

局長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議長 それでは、委員の定足数を局長が報告致します。

局長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は柳井 博之委員が欠席となっており、出席委員は11名となっております。
よって、白杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議長 それでは、議席番号9番 陶山 秀明委員と、議席番号10番 小橋 勇二委員に議事録署名をお願い致します。
ただいまから審議に入ります。
議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次長 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。
平成31年2月5日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号1、田 307㎡ を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号2、田 406㎡ を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上、県の許可申請につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを合わせてご覧いただきたいと思います。

1月25日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ、委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請2件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

平山 私、平山より、1月25日に実施しました議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。
チェックリストと合わせて報告致します。

番号1の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田であります。実際には畑で適切に管理されており、引き続き自家用野菜の耕作を行う予定です。

3条申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で適切に管理されており、水稻の耕作を行う予定です。

3条申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請2件について報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願い致します。

議長 続きまして、担当地区の推進委員さんから報告をお願い致します。

第19地区の上野委員さんからお願い致します。

上 野 推進委員の上野です。1月25日に農業委員及び事務局と現地調査を行いました。特に問題はありませんでした。

議 長 続きまして、第22地区の吉高さん。

吉 高 第22地区の吉高です。1月25日に農業委員及び事務局とともに現地調査を行いました。特に問題はありませんでした。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成31年2月5日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

5ページをご覧ください。

番号1、畑 91 m² 外1筆 合計 159 m² を、所有権の移転により、進入路用地及び駐車場用地として利用するものです。農地の区分は2種農地となっております。なお、この案件につきましては追認案件となっております。

番号2、畑 915 m² 外7筆 合計 3,687 m² を、所有権移転により、店舗用地として利用するものです。農地の区分は2種農地となっております。

以上、5条申請2件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられます。本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5条申請2件について、ご提案申し上げます。

議長 事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

佐藤 私、佐藤より、1月25日に平山委員、事務局の方々と実施しました、議案第9号 農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告をチェックリストと合わせて報告致します。

番号1の畑について、譲渡により所有権を取得し、進入路及び駐車場として利用するものです。

申請地は2筆の畑で、すでに申請目的に利用されており、この件については始末書も提出されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類が揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畑について、賃借権を設定し、店舗用地として利用するものです。

申請地は8筆の畑で、現在は休耕しています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類が揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請2件について調査報告となります。委員の皆様の慎重な審議をお願い致します。

議 長 続きまして、推進委員さんから報告をお願い致します。第13地区の赤峰委員さん。

赤 峰 第13地区の赤峰です。先般、農業委員の方と事務局と現地を確認しましたが、特に問題はございませんでした。

議 長 次に第3地区の足立委員さん。

足 立 すいません、都合により立ち合いができませんでした。場所は把握しております。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手によりご異議なしと認めます。よって議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定を致しました。

次に議案第10号 非農地証明願いについて、事務局より説明及び報告をお願い致します。

次 長 議案第 10 号 非農地証明願ひについて、非農地証明願ひの提出が下記のとおりあったので提案する。
平成 31 年 2 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1 畑 232 m² の土地につきましては、過去に転用の許可を受け、目的どおりに転用され、非農地化した土地です。
次にチェックリストと合わせて報告致します。

番号 1 につきましては、②の転用目的どおりに転用し、非農地化した土地に該当します。
以上、非農地証明願ひ 1 件についてご提案及び報告を申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。
これより議案第 10 号 非農地証明願ひについて採決を行います。本件を原案通り承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号 非農地証明願ひについて原案通り承認することに決定を致しました。
次に、議案第 11 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 10 ページとなります。

議案第 11 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

平成 31 年 2 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用集積計画（第 2 号）「平成 31 年 2 月 5 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成 31 年 1 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。

中段に利用権設定の合計面積と筆数を掲載しております。新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、3,416 ㎡、2 筆です。

畑については、10,761 ㎡、5 筆です。

合計面積は、14,177 ㎡、7 筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 3 名に対しまして、借り手も 3 名となっております。

2 ページ以降につきましては、白杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっております。

以上、平成 31 年 2 月 5 日公告予定の農用地利用集積計画（第 2 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 11 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号 農用地利用集積計画の決定については原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 12 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 議案第 12 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

平成 31 年 2 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊、農用地利用配分計画案の 1 ページをご覧ください。

畑 1 筆 991 m²について、配分先を変更するものです。

賃料は地権者との合意に基づき、10a あたり 10,000 円となっております。

以上、1 件の配分計画案についてご審議をお願い致します。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これより議案第 12 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案通り承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議ないと認めます。よって、議案第 12 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については原案通り承認することに決定を致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了致しました。